

不法投棄は犯罪です

廃棄物をみだりに捨てることは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。また、私有地に不法投棄されたごみは、投棄した人が判明しない場合や撤去を求めることができない場合、市がごみを撤去することは原則できません。このため、土地の所有者または管理者の方に撤去・処分をお願いすることになります。

不法投棄を防ぐため、土地の定期的な見回りや草刈り、看板の設置など、適切な管理をお願いします。なお、本市では、不法投棄防止看板や犬ふん被害防止看板を無料で配布しています。必要な方は、環境保全課までお問い合わせください。



問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

おくりもの



阿南市へ

●金11,111円

上原敏裕様から
保育所等の備品補修に係る寄附金として

●写真集『阿南の風物』23冊

後藤隆徳様から
地域の魅力を伝えるため

日本赤十字社徳島県支部阿南市地区へ

●災害時要配慮者用トイレ+専用テント
セット 2セット

●非常用簡易トイレ 50個

日本赤十字社徳島県支部から
災害時の避難所での衛生環境の改善など、被災者支援体制の強化を図るため

以上、ご寄附いただきありがとうございました。

令和8年度(第55回)阿南市文化祭作品の募集

阿南市文化祭の俳句大会・美術展の作品を募集します。

●俳句作品 ※未発表のものに限ります。

作品数 当季(秋)雑詠2句

応募方法 はがきに俳句作品、住所、氏名、電話番号を明記し、文化振興課まで送付してください。

送付先 〒774-8501

富岡町トノ町12番地3

文化振興課

阿南市文化祭実行委員会 俳句係

募集締切日 9月11日(金)(必着)

●美術展作品

出品資格者 市内在住者または出身者、もしくはは市と関係のある方(小・中学生は出品できません)

作品の部門 日本画、洋画、書道、写真、彫塑工芸

作品の規格 文化振興課で配布の「令和8年度(第55回)阿南市文化祭美術展出品規程」をご参照ください。

申込方法 郵送で申し込み(申込用はがきは文化振興課窓口にあります)

申込期限 10月9日(金)必着

出品点数 原則1人1点(写真、彫塑工芸は2点まで出品可)

出品料

・美術協会入会金 1,000円(初めて出品される方、3年以上出品されていない方)

・美術協会年会費 1,500円

※美術協会会員で本年度の会費を納入済みの方や令和8年度春季美術展に出品済みの方は無料

※高校生と阿南工業高等専門学校の学生は無料

作品の受付・搬入、搬出について

受付・搬入 10月29日(木) 13:30~17:00

搬出 11月3日(祝) 16:30~

場所 文化会館 研修室

問い合わせ 文化振興課 ☎22-1798

9月1日～10月31日は行政相談月間です

あなたの「困ったな」をお聴きします



行政相談マスコット
「キクーン」

【行政相談所】

日時 毎月第2、第4火曜日 9:30～11:30
場所 市役所2階 207会議室

【出張相談所】

◇加茂谷公民館 9月8日(火) 9:30～11:30

※相談は無料で、秘密は固く守られます。

総務省行政相談センター「きくみみ徳島」でも相談を受け付けています。

相談専用ダイヤル **きくみみ徳島** ☎0570-090110 (受付時間:平日9:00～16:45)

問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116

年金相談 Q&A



Q 国民年金に加入していますが、国民年金保険料の納め忘れがないか心配です。なにか良い方法はありませんか。

A 国民年金保険料の納付について、口座振替の手続きをすることにより、毎月自動的に引き落としされます。そのため納期限を気にする必要がなく、納め忘れがなくなります。

お申し込み方法は、口座振替納付申出書に必要事項を記入・押印(口座届出印)し、金融機関に提出してください。マイナポータルを経由して「ねんきんネット」からも手続きが可能です。

また、残高不足で引き落としされなかったときは、翌月分の引き落としの際に、再振替(翌月分と一緒に2カ月分を引き落とし)します。再振替ができなかったときは、納付書が送付されますので、金融機関などの窓口で納めてください。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

下水道の日について

9月10日は「下水道の日」です。立春から数えて220日目にあたる9月10日は「二百二十日(にひゃくはつか)」と呼ばれ、大雨に注意する日とされています。これが、公共下水道の大きな役割の一つである雨水排除に通じることから、この日が、公共下水道の普及促進をアピールする「下水道の日」に選ばれました。

公共下水道の役割

公共下水道には、大雨による浸水被害からまちを守る役割と、汚水処理することでまちの衛生環境を守る役割という、2つの役割があります。

大雨からまちを守る公共下水道の施設として、本市には「富岡雨水ポンプ場」(富岡町佃町)と「福村東ポンプ場」(向原町下ノ浜)という2つのポンプ場があります。大雨時には水路や雨水管渠から雨水を集め、河川に放流しています。

汚水処理する公共下水道の

美しいあなを求めて 下水道

連載 42 9月10日は「下水道の日」です

下水道

施設として、本市には「富岡浄化センター」(七見町中塚)と「春日野浄化センター」(羽ノ浦町春日野)という2つの処理場があります。処理場では、汚水を微生物の働きで浄化し、河川に放流しています。

下水道接続のお願い

下水道が、居住環境を衛生的で快適なものにし、河川や海などの水環境を保全する役割を十分に果たすためには、供用開始区域にお住まいの皆さんが下水道に接続していただくことが重要です。ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、浄化槽やくみ取式トイレから下水道に切り替える工事には、供用開始からの年数に応じた助成制度がありますので、ぜひご活用ください。(家の新築に伴う下水道接続工事に対する助成はありません。ご了承ください)

令和7年度の
接続率は
60.4%でした
(富岡地区)



問い合わせ 下水道課
☎22-1796



「手話言語をブルーライトで輝かせよう」 市民・地域・社会をひとつに チャレンジプロジェクト2026を実施します

毎年9月23日に行われる手話言語の国際デーは、2017年12月19日に国連総会で決議され、今年で9年目になります。決議文では、「手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう国連加盟国全てにおいて手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進する」とされています。

毎年テーマが決められており、2026年は「ろう者人権宣言(原題:Declaring Deaf People's Human Rights)」です。

世界ろう連盟(World Federation of the Deaf:WFD)は2022年から、手話言語の国際デーに、国連や世界ろう連盟のロゴの色であり、「世界平和」を表す青色で世界各地の名所や施設をライトアップするよう呼びかけています。このブルーライトアップイベントは、世界、市民、地域社会がSNSでつながり、各国の手話言語を尊重しあい、世界中のきこえない・きこえにくい人ときこえる人がひとつになる瞬間です。

昨年4月に「阿南市手話言語の普及・障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を制定した本市でも、この趣旨に賛同し、右のとおりブルーライトアップを実施します。

日時 9月23日(祝) 18:00~21:00
場所 市役所 正面玄関付近



SNSでのシェアにご協力ください

ハッシュタグ

「#IDSL」「#BlueLight」「#手話言語に光を」

タグ付け(インスタグラム)

@official_i_jfd

「手話言語の国際デー」について、詳しくは全日本ろうあ連盟のホームページをご覧ください。



問い合わせ 地域共生推進課 ☎22-3440

U-18演劇 PRESENTATION2026

県内の高校演劇部が夢ホールに集結し、今年も高校演劇祭を開催します。

今年は県外からの参加もあり、ますますパワーアップした演劇祭をぜひご覧ください。

日時 9月23日(祝) 10:30開演(10:00開場)

場所 夢ホール(文化会館)

出演校 富岡東高校演劇部・富岡西高校演劇部合同チーム、海部高校演劇部、小松島高校演劇部、精華高校演劇部(大阪)

入場 無料(どなたでも入場できます)



問い合わせ 文化会館 ☎21-0808 ※9:00~17:00(水曜休館)

人権擁護委員活動のお知らせ

〈人権擁護委員とは〉

市民の皆さんから寄せられるさまざまな人権に関する相談を受け、問題解決のお手伝いをするとともに、地域において人権に関する啓発活動を行っています。

〈人権相談窓口をご利用ください〉

毎月開設している人権相談(9月の人権相談開設日は23ページに記載)のほか、次の電話相談窓口があります。人権に関する問題などで困っている場合は、ご利用ください。

全国共通ダイヤル

▶みんなの人権110番 ☎0570-003-110

▶こどもの人権110番 ☎0120-007-110

令和8年7月1日付で、次の5人の方が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

■再任 勝瀬奈奈子さん
西條 敬子さん
中道 栄江さん
原 礼子さん
■新任 古川 明美さん

問い合わせ 人権・男女共同参画課 ☎22-3094

敬老記念事業 (長寿者祝金)について

多年にわたり社会の発展に尽力された高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、敬老理念の普及と高齢者福祉などへの関心を高めるために実施しています。

▶**支給対象者** 令和8年4月1日現在において、年齢が満77歳(昭和23年4月2日から昭和24年4月1日生まれの方)、満88歳(昭和12年4月2日から昭和13年4月1日生まれの方)、満100歳以上(大正15年4月1日以前生まれの方)で、9月1日現在、住民基本台帳に登録されている方

▶**支給金額** 77歳 5千円、88歳 1万円、100歳以上 1万円(すべて年1回)

▶**支給方法** 77歳、88歳の方は口座振込にて贈呈します。該当する方へ申請書を9月下旬ごろ郵送します。100歳以上の方は市職員が敬老の日に訪問します。



問い合わせ 地域共生推進課 ☎22-3440

【重要】生活応援商品券を受け取られていない世帯の皆さまへ

令和8年5月1日現在で、本市に住民基本台帳登録のある世帯の皆さまに商品券を郵送しましたが、お届けできなかった世帯分は市役所で保管しています。
お心当たりのある方は、お早めに商工戦略課までご連絡ください。

【こちらの店舗でも商品券が使えます。(追加登録店舗)】

登録店舗名	住 所	共通券	地元限定
Curryのcasaいきよい	領家町土倉14番地1	○	○
七福うどん	那賀川町色ヶ島野上36番地1	○	○
うみぼうず	津乃峰町長浜110番地6	○	○
清崎モーターサイクル	富岡町滝の下18番地8	○	○
ヘアーサロン吉谷	津乃峰町長浜250番地9	○	○
ジャックと豆の木	富岡町東池田口12番地4	○	○

問い合わせ 商工戦略課(商品券事業担当) ☎22-0527